

居宅介護支援重要事項説明書

あなたに対する居宅介護支援の提供開始にあたり、厚生省令第38号第4条に基づき、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1 事業の目的及び運営の方針

(1) 事業の目的

社会福祉法人みのり福祉会が開設する指定居宅介護支援事業所「ケアプランセンターソーラーナ」(以下事業所という。)が行う指定居宅介護支援事業所の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が利用者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とします。

(2) 運営の方針

当事業所の介護支援専門員は、利用者が要介護状態になった場合においても、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来るよう支援し、そのおかれている環境に応じて、利用者の選択により適切な保健、医療、及び在宅サービス等を総合的、効果的に提供されるように居宅サービス計画を作成します。また、サービスに当たっては利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立って市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、居宅サービス事業者、介護保険施設、指定特定相談支援事業者等との連携を図りながら、担当の介護支援専門員(ケアマネジャー)が公正、中立なサービスに努めます。

2 職員の体制

区分	常勤(人)	非常勤(人)	勤務体制
管理者(主任介護支援専門員兼務)	1		午前8:30～午後5:30
介護支援専門員	3		午前8:30～午後5:30

3 営業日及び営業時間

月曜日から金曜日	8:30～17:30 ただし、祝日他、12月29日から1月3日までを除く。 また、電話などにより、24時間連絡可能。
緊急連絡先	0234-44-2011

4 居宅介護支援の提供方法及び内容

(1)居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者又はその家族に対し、運営規定の内容やその他、利用申込者のサービスの選択に必要な重要事項を記載した文書により説明を行い、利用申込者の同意を得るものとします。

(2)居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が1の(2)に規定する運営の方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができる、当該事業者を居宅サービス計画に位置付けた理由を求めることが可能であること等につき説明を行い、理解を得るものとします。

(3)居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院または診療所に入院する必要が生じた場合には、当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院または診療所に伝えるよう求めます。

(4)指定居宅介護支援の内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとします。

(ア)居宅サービス計画の作成

(イ)居宅サービス事業所等との連絡調整

(5)利用者等の同意を得たうえで、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用したモニタリングや他のサービス事業所との連携によるモニタリングを実施することがあります。また、テレビ電話装置等を活用してサービス担当者会議等を実施することがあります。

同意します。

5 利用料金 ※利用料金の詳細については別紙説明書あり

要介護認定を受けた方は、介護保険制度から全額給付されるので、自己負担はありません。ただし、保険料の滞納により、法定受領ができなくなった場合は、1ヶ月あたりかかる金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日各市町村の介護保険係に提出しますと、全額払い戻しを受けられます。

6 事業の実施地域

通常の事業の実施地域は庄内町です。

7 第三者評価の実施 無

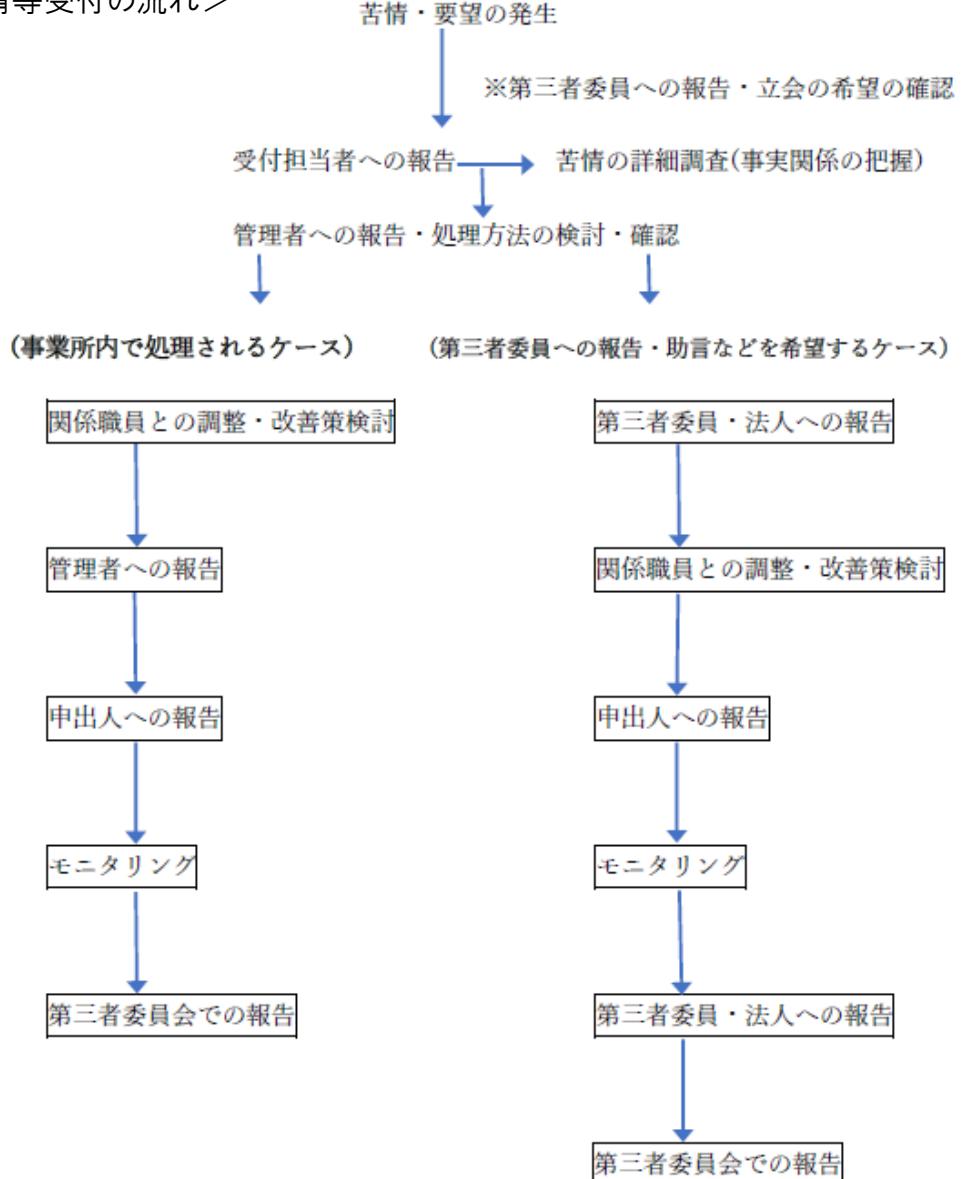
8 サービスの内容に関する相談・苦情窓口

当事業所の居宅支援に関する相談・苦情及び居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスに関する相談、苦情については、次のところで承ります。

(1)苦情等受付窓口

担当	遠田 恵美
電話	0234-44-2011
FAX	0234-44-2013
相談受付時間	月曜日～金曜日 午前9時～午後5時 (祝日及び12月29日から1月3日までを除く) また、苦情受付ボックスを事務所窓口に設置しております。

＜苦情等受付の流れ＞



事業所ごと年度内での苦情の実績報告(各事業報告に記載)

(2)行政機関その他苦情受付

庄内町役場 保健福祉課 介護保険係	
電 話	0234-42-0150
F A X	0234-42-0894
住 所	〒999-7781 山形県庄内町余目字町 132-1
相談受付時間	月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分 (祝日及び12月29日から1月3日までを除く)
山形県国民健康保険団体連合会	
電 話	0237-87-8006 (苦情相談専用電話)
ファックス	0237-83-3354
住 所	〒991-0041 山形県寒河江市大字寒河江字久保 6 番地
相談受付時間	月曜日～金曜日 午前9時～午後4時 (祝日及び12月29日～1月3日までを除く)

9 当事業所の概要

名称・法人種別	社会福祉法人みのり福祉会 ケアプランセンターソラーナ
代表者役職 氏名	管理者 金子絵美
所在地	〒999-7727 山形県東田川郡庄内町南野字北野100-2 電話 0234-44-2011 FAX 0234-44-2013

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づき、重要な事項を説明しました。

事業者	所在地	〒999-7727 山形県東田川郡庄内町南野字北野100-2
	名称	ケアプランセンターソラーナ
	説明者	氏名

私は、契約書及び本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要な事項の説明を受け、同意しました。

利用者	住所	〒□□□-□□□□
	氏名	印
代理人	住所	〒□□□-□□□□
	氏名	印 (続柄)